

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 本業務は、令和6年度に開催する「第48回全国高等学校総合文化祭」の期間中、安全・確実に大会に参加する高校生等の輸送業務を行うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務は、既に進めている宿泊・弁当業務と密接に連動することから、相互の連携が不可欠であり、本業務と宿泊・弁当業務とは、一体的に実施することが求められる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 東武トップツアーズ・名鉄観光サービス共同事業体は、令和5年4月に締結した「清流の国ぎふ総文2024宿泊・弁当業務協定」の相手方である。共同事業体の代表者である、東武トップツアーズ株式会社は、全国規模の各種大会において、輸送業務まで含め、確実な業務遂行の実績があり、信用に足る実行力を有している。 本業務と宿泊・弁当業務の連携において、受託者が異なった場合、「処理業務の忘失」、「伝達内容の齟齬」、「情報共有の時間的ロス」等のリスクが生じる可能性がある。 以上のことから、本業務を最も確実に、且つ効率よく実施できるのは、「東武トップツアーズ・名鉄観光サービス共同事業体」以外にない。</p> <p>※東武トップツアーズ・名鉄観光サービス共同事業体 代表者 東武トップツアーズ株式会社 岐阜支店 構成員 名鉄観光サービス株式会社 岐阜支店</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。